

様式第1号（第5条関係）

〇〇年度 中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業補助金  
事業計画書及び収支予算書

1 事業実施主体の概要

実施主体名	
代表者氏名	
所在地・連絡先	
組織の概況	

※組織の概況：これから起業する場合には予定を記入

2 事業計画の概要

(1) 事業の内容	
(2) 事業対象範囲	
(3) 実施（予定）期間	
(4) 事業の目的・背景	

(5) 社会貢献性 公益性	※記入のポイント（以下(6), (8), (9), (10)についても同様） <input type="checkbox"/> 地域の課題を的確に捉え、その解決を目的としているか <input type="checkbox"/> 公益性、社会貢献性が高いか
(6) 事業の可能性及び 継続性	<起業の場合> <input type="checkbox"/> 事業を起業できる人材・資金が備わっているか <input type="checkbox"/> 事業を起業できる市場ニーズがあるか <事業規模拡大、新規参入の場合> <input type="checkbox"/> 事業を継続（拡大）できる人材確保が可能か、資金計画が適切か <input type="checkbox"/> 事業を継続（拡大）できる市場ニーズがあるか <共通> <input type="checkbox"/> 事業のスケジュールが適切であるか
(7) 新規参入又は実施 事業者の規模拡大 別	該当に○を記入 ア 新規参入 イ コミュニティビジネス実施事業者の規模拡大 ウ コミュニティビジネス実施事業者の新たな分野のコミュニティビジネスへの参入
(8) 地域経済への貢献 度	<input type="checkbox"/> 地域内の資源を積極的に活用しているか <input type="checkbox"/> 地域内への経済効果が期待できるか <input type="checkbox"/> 地域で行う経済活動として要望や需要が高いか
(9) 独創性、先駆性	<input type="checkbox"/> 既存のサービス提供手法と比較して優れているか
(10) 期待される効果	<input type="checkbox"/> モデル性が高く、他地域への波及効果が期待できるか

### 3 市町村の担当部署・支援内容

#### (1) 担当部署

市町村名	
担当部署	
担当者職・氏名	
TEL/FAX	
E-mail	

#### (2) 支援内容

※事業の遂行支援（例：除雪、ランニングコストの支援等）、事業者のPR支援（例：広報誌でのPR等）、事業者と地元との調整支援等補助金交付以外の別途支援（予定）があれば記入。

#### 4 事業費の内訳

(単位：千円)

科 目	積 算	事業費	財源内訳		
			県 費	市町村費	その他
(例) 店舗改修 車両購入	整備費9,000千円 うち補助対象事業費6,000千円	6,000	3,000	600	2,400
合 計					

#### 5 収支予算

##### (1) 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
①県補助金		
②市町村補助金		
②その他		
合 計		

##### (2) 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
合 計		

#### 6 添付資料

##### (1) 事業者の概要が把握できる資料

(団体の規約、役員及び構成メンバーの所属、氏名、活動内容等)

##### (2) 事業計画の概要が把握できる図面、見積書、契約書、パンフレット等

##### (3) 当該事業に係るコミュニティビジネスの収支計画書

様

職氏名

印

中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業補助金交付要綱（平成21年5月11日付第200900015520号鳥取県企画部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第12条関係）

〇〇年度 中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業補助金  
事業報告書及び収支決算書

1 事業の概要

事業実施主体名	
代表者氏名	
事業実施期間	
事業の内容	
事業の効果	

## 2 事業費内訳及び経費の配分

(単位：円)

科 目	積 算	予算額 事業費	決算額 事業費	決算財源内訳		備 考
				県 費	その他	
計						

(注) 備考欄には、予算額と決算額の差があるものについて簡単に理由を付すこと。

## 3 収支決算

### (1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
①県補助金				
②その他				
合 計				

### (2) 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
合 計				

## 4 添付書類

### (1) 事業実績の概要が把握できる写真、印刷物等の成果物